

**栃木県重点戦略「新とちぎ元気プラン（仮称）」第2次素案に対する  
パブリック・コメント（県民意見の募集）の実施結果について**

栃木県重点戦略「新とちぎ元気プラン（仮称）」第2次素案に対する意見募集を行った結果、13名の方から計23件の御意見をいただきました。貴重な御意見ありがとうございました。

提出された御意見を十分検討の上、それに対する県の考え方を次のとおりまとめました。

No.	項 目	意 見 の 内 容	意 見 に 対 す る 県 の 考 え 方
1	「新とちぎ元気プラン」全般について	とちぎの将来像を「元気度日本一」としているが、「元気度」とはいかなる概念や状態で、どのような指標や要件を満たす必要があるのかを明確にすべきである。	「元気度」とは、特定の指標などによって測るものではなく、「新とちぎ元気プラン」に掲げた戦略等を着実に推進し、とちぎの総合力を高めることで、人の元気、産業の元気、さらには元気な自然、元気な地域にあふれ、県民誰もが豊かさを実感できる、とちぎの姿であると考えます。
2	「新とちぎ元気プラン」全般について	プランでは、「元気づくり」を県民との協働により取り組み、「日本一」を目指すとしているが、そのための具体的な目標と達成度を測定可能とする指標を、県民と共有する必要がある。	県民との協働のもと、目指す将来像を実現するためには、「新とちぎ元気プラン」に掲げる指標が、県民に理解され、一緒に行動するための「共通の目標」となることが重要であります。 そのため、各プロジェクト毎に、取組の成果をわかりやすく的確に、かつ、可能な限り全国の順位や平均値との比較など相対的な評価ができるような指標を設定したところであります。
3	「新とちぎ元気プラン」全般について	写真だけのページが複数あるなど、85ページもあることから、エコな作りと言えない。半分程度に減らし、多くの県民に見てもらい、共感を得られるように工夫をするべきと考える。	御意見を踏まえ、レイアウトについて工夫をするとともに、「新とちぎ元気プラン」が広く県民の皆様に理解され、共感を得られるよう、プラン全般にわたり、より分かりやすいものとして参ります。
4	「新とちぎ元気プラン」全般について	1ページに1枚の写真だけを説明なしに掲載しているところがあるが、写真と文章の関連性がわからない。写真には適切な説明が必要である。	御意見を踏まえ、レイアウト及び写真の説明について工夫をいたします。

※項目欄にあるページは、いただいた御意見に係る第2次素案のページです。

No.	項 目	意 見 の 内 容	意 見 に 対 す る 県 の 考 え 方
5	<p>第1章 政策の基本「人づくり」 (10・17頁)</p> <p>第2章 重点戦略 重点戦略1 暮らしを支える安心戦略 (30頁)</p>	<p>とちぎがもっと元気になるためには、次世代が生まれ、次世代が発展させなければならない。それができなければ、消費が落ち込み、産業も衰退し、雇用も減少し、財政が悪化する。また、孤独死や無縁死が多くなる。それらを回避するためには、子育て家庭への経済的支援と子ども1人当たりの教育予算をもっと確保し、少子化を止め人材を育成することである。</p>	<p>政策の基本「人づくり」において、「子ども世代」については、生きる力を身につけ、夢や希望を持って成長していけるよう、次の時代を担う子どもたちをはぐくむ取組を進めるとともに、「子育て世代」については、子育てを通して自らも親として成長していけるよう、社会全体で子育て世代の子育て力を高めるための取組を進めることとしております。</p> <p>また、「暮らしを支える安心戦略」の「安心子育て環境づくりプロジェクト」において、次の時代を担う子どもたちを健やかに生み育てることができる環境づくりを進めることとしております。</p>
6	<p>第1章 政策の基本「人づくり」</p> <p>人をはぐくむ ①子ども世代 取組の方向「生きる力をはぐくむ」 (12頁)</p>	<p>近年、学校における校内暴力の発生件数は増加しており、全国では、いじめによる自殺者も出ている。学校における「心の教育」の充実が必要であり、そのためには、教員の心の教育が必要で、教員の心に余裕がなければならぬ。しかし、教員の多忙感は増しており、心の病にかかる者も少なくない。教育界には残業という概念がないためか、社会で負いきれなくなったものが学校に持ち込まれ、それらをすべて抱え込む体質があるようだ。学校のシンプル化を推進していただきたい。</p>	<p>「人をはぐくむ」の「子ども世代」における取組の方向「生きる力をはぐくむ」の中で、社会と接する機会や自然体験活動の充実などにより、子どもたちの豊かな人間性をはぐくむ「心の教育」の充実を図ることとしております。</p> <p>また、家庭学習の習慣化や、教員OBなどの地域人材の活用による多様な教育活動への支援など、家庭や地域の力を活かしながら、確かな学力の育成を図ることとしております。</p> <p>こうした取組により、生きる力を身に付け、次の時代を担う子どもたちをはぐくむための教育環境づくりに努めたいと考えております。</p>
7	<p>第1章 政策の基本「人づくり」</p> <p>人をはぐくむ ②若者世代 取組方向「自立する力をはぐくむ」 (15頁)</p>	<p>中学や高校でボランティア体験を実施してはどうか。</p>	<p>「人をはぐくむ」の「若者世代」における取組の方向「自立する力をはぐくむ」の中で、社会の一員としての自覚を持ち、自ら力を発揮する意欲を高められるよう、若者の社会参加の促進を図ることとしております。</p> <p>現在、特別支援学校を含む全ての県立学校において、ボランティア活動などの社会奉仕体験活動等を推進するとともに、中学校においても、各市町村の地域性等を活かしたボランティア活動などの体験活動を実施しております。</p> <p>今後も、地域の方々や関係機関・団体等と連携しながら、児童生徒の発達の段階に応じたボランティア活動などの様々な体験活動を推進して参ります。</p>

※項目欄にあるページは、いただいた御意見に関する第2次素案のページです。

No.	項 目	意 見 の 内 容	意 見 に 対 す る 県 の 考 え 方
8	<p>第1章 政策の基本「人づくり」</p> <p>人をはぐくむ 子育て世代 取組の方向「子育て力をはぐくむ」 (17頁)</p>	<p>例えば「県民の日」でもそうだが、まったく普通に過ごしている。特別な日は特別な意味を持っていることを実感させなければ、指定した意味がない。</p> <p>「家庭の日」も同様で、家族みんなで何かができる自治体行事や公共施設の家族割り等のサービスをもっと考えて欲しい。</p>	<p>「人をはぐくむ」の「子育て世代」における取組の方向「子育て力をはぐくむ」の中で、「家庭の日」の定着に向けた普及啓発など、社会全体で家族の絆や子育て力をはぐくむ取組を進めることを盛り込んでおります。</p> <p>県では、「家庭の日」における主な県有施設の小人料金の無料化、企業の協力による優待サービスや広告の掲載など普及啓発に努めているところです。</p> <p>今後も、市町村及び関係機関・団体等と連携し、「家庭の日」のより一層の定着に向けて積極的に取り組んで参ります。</p>
9	<p>第1章 政策の基本「人づくり」</p> <p>文化を通じた人づくり (23頁)</p>	<p>○あらゆる分野の文化人によるセッションで、オペラやミュージカルのオリジナル作品を創作する。特に邦楽演奏家とジャズやクラシックのセッションでの作品は、海外への発信力を高め、とちぎのPRにつながる。</p> <p>○若者が興味を示すファッションや音楽、ダンスを取り入れたパフォーマンスのフェスティバルなどを開催する。</p> <p>○県内において、プロスポーツの試合の開始前やハーフタイムなどで、ブラスバンドや歌、ダンス、チアリーディング、伝統芸能、和太鼓などを行う団体を出演させ、スポーツ文化と芸術文化の交流を図る。</p> <p>○裾野をひろげる活動を多く開催し、文化人の育成を図る。</p> <p>○各分野において、ピラミッド型の人材育成を行うため、誰でも参加できる体験的なチームに援助を行う。指導者の高度な技量を育成するための事業等をバランスよく行うことが必要。</p>	<p>「文化を通じた人づくり」において、生涯にわたり地域の文化や芸術に触れ、様々な活動に参加し、新しい文化を創造するなど、文化を通じた心豊かな人づくりや、文化活動を通じた地域における世代間交流の場づくりを進めることを盛り込んでおります。</p> <p>現在、県では、栃木県文化振興条例・栃木県文化振興基本計画に基づき、市町村や企業、団体等と連携しながら、様々な文化事業を展開しております。</p> <p>御提案については、今後の具体的な取組検討の参考とさせていただきます。</p>

※項目欄にあるページは、いただいた御意見に関係する第2次素案のページです。

No.	項 目	意 見 の 内 容	意 見 に 対 す る 県 の 考 え 方
10	<p>第1章 政策の基本「人づくり」</p> <p>スポーツを通じた人づくり (25頁)</p>	<p>スポーツ施設を充実してほしい。公共の施設は限られているため、土日は予約が殺到し、なかなか使うことができない。素晴らしい施設は必要ないが、自転車で行けば、グラウンドやテニスコートがあるような公園を整備してほしい。</p> <p>また、休日に地域の学校でスポーツ教室を行ってほしい。</p>	<p>「スポーツを通じた人づくり」において、スポーツを通じた健やかな人づくりや、誰もが、いつでも、どこでも気軽にスポーツを楽しめる世代間交流の場づくりに重点を置くこととしており、具体的な取組として、県内スポーツ施設のあり方検討などを踏まえた総合スポーツゾーンの整備検討や、身近な地域でスポーツに親しむことができる総合型地域スポーツクラブの育成・支援などを掲げております。</p> <p>御提案については、今後の具体的な取組検討の参考とさせていただきます。</p>
11	<p>第1章 政策の基本「人づくり」</p> <p>スポーツを通じた人づくり (25頁)</p> <p>第2章 重点戦略</p> <p>重点戦略1 暮らしを支える安心戦略</p> <p>地域でつくる福祉環境プロジェクト</p> <p>重点的取組「地域における支え合いの推進」 (35頁)</p> <p>元気で健やかな暮らし実現プロジェクト</p> <p>重点的取組「長寿社会における健康づくりの推進」 (39頁)</p>	<p>「スポーツを通じた人づくり」の「スポーツによる健やかな人づくりと世代間交流の促進」と、「地域でつくる福祉環境プロジェクト」の「地域における支え合いの推進」、「元気で健やかな暮らし実現プロジェクト」の「長寿社会における健康づくりの推進」は、密接な関係にあると考える。</p> <p>総合スポーツゾーンの整備検討にあたっては、高齢者やリハビリの人が利用できるバリアフリーの体育館に隣接して、高齢者向け住宅付きの医療福祉モールを建設すれば、健康寿命全国一を目指す栃木県の象徴的な存在になると思う。</p>	<p>総合スポーツゾーンについては、本県スポーツの象徴として県民誰もが、ふれあい、楽しみ、誇れる県民総スポーツの推進拠点として整備することとし、今後、具体的な整備の方向性等について検討することとしております。</p>
12	<p>第2章 重点戦略</p> <p>全体について (27頁～)</p>	<p>「戦略を具体化するための取組を明らかにする」とあるが、具体性に欠けている。</p>	<p>「新とちぎ元気プラン」においては、「人づくり」を政策の基本に据えながら、「暮らしを支える安心戦略」、「明日を拓く成長戦略」、「未来につなぐ環境戦略」の3つを重点戦略として掲げたところであります。</p> <p>各戦略を効果的に推進するため、県民ニーズや行政課題を踏まえ重点化を図った個々の具体的な取組からなるプロジェクトを設定するとともに、取組の効果を測る的確な成果指標を設定し、政策展開を図っていくとしております。</p>

※項目欄にあるページは、いただいた御意見に関する第2次素案のページです。

No.	項 目	意 見 の 内 容	意 見 に 対 す る 県 の 考 え 方
13	第2章 重点戦略 重点戦略1 暮らしを支える安心戦略 (30～33・40頁)	成長エンジンである人口の減少問題、特に少子化対策については、「人づくり」の前に立ちはだかる最重要課題ですので、具体的な対策や取組を明らかにすべきと考える。	少子化対策は最重要課題の一つであることから、安心戦略において、「安心の子育て環境づくりプロジェクト」を設定したところであり、「地域における子育ての支援」や「保育サービスの充実」、「仕事と子育ての両立支援」などを通じ、健やかに子どもを生み育てることができる環境を整備して参ります。また、「元気で健やかな暮らし実現プロジェクト」においては、産科医・小児科医の確保や周産期医療における連携体制の充実に努めるなど、母子の健康の確保及び増進を図って参ります。
14	第2章 重点戦略 重点戦略1 暮らしを支える安心戦略 安心の子育て環境づくりプロジェクト 重点的取組「保育サービスの充実」 (30・32頁)	保育サービス充実について、どの地区にいくつ保育所を新設するのか、幼児の人数に対して何人保育士を配置するのか、具体的な指標を掲げるべきである。	安心戦略における「安心の子育て環境づくりプロジェクト」の重点的取組として、「保育サービスの充実」を掲げ、保育所の整備や病児・病後児保育、延長保育など多様な保育サービスの充実に促進していくこととしております。 また、保育サービスの充実に関しては、「保育所待機児童率」を成果指標として掲げたところです。 なお、保育所の新設等については、市町村において計画的に整備を進めていることから、県では、市町村と連携しながら、保育サービスの充実に図って参ります。
15	第2章 重点戦略 重点戦略1 暮らしを支える安心戦略 安心の子育て環境づくりプロジェクト 重点的取組「学校及び学校周辺における安全の確保」 (31・33頁)	成果指標の「公立小中学校の耐震化率」の目標がH27で90%というのはおかしいと思う。なぜ100%ではないのか。「命より大切なものはない」と教えているのだから、本来はもっと早く達成すべきである。	学校施設は、児童生徒等が1日の大半を過ごす活動の場であるとともに、災害時には地域住民の避難場所としての役割を果たすため、その安全性の確保は重要です。 そのため、県では、平成19年3月に策定しました「建築物耐震改修促進計画」に基づき、民間の住宅をはじめとする建築物や、避難所などにも指定されている公立の小中学校、高等学校、県有施設などの耐震化率を、平成27年度までに90%以上を目指すこととしております。 小中学校については、設置主体である市町村に対して、国の支援策等を活用しながら重点的に取り組むよう、積極的に働きかけ、早期に100%に近づけるようにして参ります。

※項目欄にあるページは、いただいた御意見に関係する第2次素案のページです。

No.	項 目	意 見 の 内 容	意 見 に 対 す る 県 の 考 え 方
16	第2章 重点戦略 重点戦略1 暮らしを支える安心戦略 安心の子育て環境づくりプロジェクト 重点的取組「仕事と子育ての両立支援」 (33頁)	<p>我が国では、仕事と子育ての両立ができていない。結果、世界一孤独な子どもたちになってしまった。就労日は、ほとんど親の役割をしていない家庭がとても多い。かなり強い指導が必要と思われる。国にも制度の制定を働きかけて欲しい。</p>	<p>安心戦略における「安心の子育て環境づくりプロジェクト」の重点的取組として、「仕事と子育ての両立支援」を掲げ、子育てしやすい職場環境の実現に向けた企業等の取組を促進していくこととしています。</p> <p>現在、事業主や従業員向けのセミナーの開催や啓発資料の配布等により、子育てとの両立に向けた意識啓発を推進しております。また、仕事と子育ての両立応援宣言企業の登録やPR、先駆的な取組を行っている子育てに優しい事業所の顕彰など、意欲的な企業の紹介・普及に努めております。さらに、建設工事の入札参加資格審査において、子育てしやすい職場環境づくりに向けた行動計画の有無を評価に反映させております。</p> <p>今後とも、効果的な施策の推進に努めるとともに、必要に応じ、国に対して制度の充実等を働きかけて参ります。</p>
17	第2章 重点戦略 重点戦略1 暮らしを支える安心戦略 安心の子育て環境づくりプロジェクト 重点的取組「仕事と子育ての両立支援」 (33頁)	<p>仕事と育児の両立支援について、意識啓発推進の手段を明確にするとともに、支援した成果の指標を掲げるべきである。</p>	<p>仕事と子育ての両立を支援する「主な取組」として、「仕事と子育ての両立に関する意識啓発の推進」を掲げ、具体的には、事業主や従業員向けのセミナーの開催や啓発資料の配布等を実施していくこととしております。併せて、「仕事と子育ての両立支援に取り組む事業所の顕彰」を通じ、子育てしやすい職場環境の実現に向けた企業等の取組を促進して参ります。</p> <p>なお、成果指標については、子育てしやすい職場環境の実現に向けた企業等の取組に対応する「企業の育児休業制度の整備率」を掲げたところです。</p>
18	第2章 重点戦略 重点戦略1 暮らしを支える安心戦略 安心の子育て環境づくりプロジェクト 重点的取組「学校及び学校周辺における安全の確保」 (33頁)	<p>子どもたちの通学路の整備が第一である。また、中学校で部活動後に帰宅する生徒たちは、暗い中、一人で歩いて下校する姿を見かける。もっと自転車通学を認め、積極的に交通指導を行うべきである。夜道を一人で歩かせることの危険性を認識すべきである。宇都宮市は自転車の街を目指しているなら、なおさらである。</p>	<p>子どもたちの通学路の整備については、「安心の子育て環境づくりプロジェクト」の重点的取組「学校及び学校周辺における安全の確保」として位置づけ、通学路の歩道の整備や登下校時の犯罪や事故を防ぐための環境づくりを盛り込んでおり、重点的に取り組んで参ります。</p>

※項目欄にあるページは、いただいた御意見に係る第2次素案のページです。

No.	項 目	意 見 の 内 容	意 見 に 対 す る 県 の 考 え 方
19	第2章 重点戦略 重点戦略1 暮らしを支える安心戦略 日々の暮らしの安全・安心実現プロジェクト (44～45頁)	成果指標の「市町村の消費生活センターの設置」は、法により努力義務が課せられていることから、100%を目指すのは当然であるため、成果指標は県民の消費活動の安心・安全を向上させる具体的取組の中から設定する必要があると考える。	「日々の暮らしの安全・安心実現プロジェクト」の重点的取組「消費生活における安全・安心の確保」の中で、消費者被害の未然防止や拡大・再発防止、被害者救済のため、消費者教育・啓発や相談機能の充実・強化を図ることを盛り込んでおります。 市町村消費生活センターについては、現在のところ、全市町村における設置には至っていないことから、県では、全市町村における設置促進に重点を置くこととし、その成果指標として「市町村における消費生活センター設置割合」を設定したところであります。
20	第2章 重点戦略 重点戦略2 明日を拓く成長戦略 パワーアップとちぎプロジェクト (51頁)	県では、今後どのように地域小規模事業者を育成支援していくのかの視点を明確にしてほしい。 県の産業労働観光部内に、小規模事業者を支援する「担当課」を新たに設置してほしい。	県では、地域経済を支える中小零細企業の活性化に向け、各種施策に取り組んでいるところであります。 「パワーアップとちぎプロジェクト」の重点的取組「本県の強みを活かした産業の振興」や「挑戦し、成長する企業の創出」の中で、中小企業の人材育成、研究開発及び販路開拓等への支援や中小企業等の経営力向上への支援などの取組を盛り込んでおります。 今後とも、組織のあり方も含めて、県民ニーズにかなった行政サービスが提供できるよう努めて参ります。
21	第2章 重点戦略 重点戦略2 明日を拓く成長戦略 観光立県とちぎづくりプロジェクト 重点的取組「戦略的な誘客の推進」 (58頁)	国の新成長戦略では、国際観光、特に東アジアからのインバウンドを成長戦略の大きな柱の一つにしており、「新とちぎ元気プラン」の中でも、外国人観光客の誘客対策が取り上げられているが、インバウンドの振興を進めていただきたい。 また、「海外における誘客活動の展開」とあるが、あわせてウェブによる複数言語での県内観光関連の紹介・情報発信を積極的に行っていただきたい。 「国際観光」や「インバウンド」を専門的に扱う新しい部署を立ち上げ、「外国語」、「旅行業や観光」、「外国文化」、「日本文化」等に総合的に精通した人材を重点外国語ごとに採用し、 ○外国人向け観光関連の宣伝・情報発信	「観光立県とちぎづくりプロジェクト」の重点的取組「戦略的な誘客の推進」の中で、外国人観光客の誘客対策の推進などの取組を盛り込んでおります。 また、栃木県公式観光サイト「とちぎ観光・物産ガイド」において、外国人向けに英語、中国語及び韓国語による県内の観光情報の発信を行っており、今後とも、外国人に親切で分かりやすいウェブサイトの運営に努めるとともに、一人でも多く海外からの誘客につなげられよう効果的な情報発信に努めて参ります。 御提案については、今後の具体的な取組検討の参考とさせていただきます。

※項目欄にあるページは、いただいた御意見に関する第2次素案のページです。

No.	項 目	意 見 の 内 容	意 見 に 対 す る 県 の 考 え 方
		<p>○外国人向け観光案内所の整備・充実</p> <p>○外国人向け観光案内人の育成・整備・充実・活用</p> <p>○外国旅行会社向けの情報提供などを今まで以上に展開し、本県への来訪者を増やし、満足して帰国してもらえるよう、県の国際観光の「土台」を整備していただきたい。本県には、外国のお客様が感動する魅力が十分あると思う。しかし、外国からのお客様の目線に立って、その魅力を上手に伝える人や部署が、整備されていない。</p> <p>せっかく遠方からお越しくださった大切なお客様をがっかりさせないで、また訪問したくなるような「観光立県とちぎ」を期待する。</p>	
22	<p>第2章 重点戦略</p> <p>重点戦略2 明日を拓く成長戦略 個性輝くとちぎの地域づくりプロジェクト</p> <p>(61頁)</p>	<p>町工場やまちの商店街の再生が必要ではないか。それには、農商工の連携（農商工等連携事業計画でなく補助金のからまない）作る・加工する（器具製造）・販売するといった一連の商い行動を再現する簡易なプログラム仕組みづくりがよい。岐阜県の「バーバースダイニング」等の仕組みは参考になった。郊外でなく、あくまで“まちなか”を意識した計画が必要である。まずは企画立案仕組みづくりからではないか。</p>	<p>「個性輝くとちぎの地域づくりプロジェクト」の重点的取組「住み続けたい、住んでみたい地域づくり」の中で、中心市街地の活性化やまちなか居住の誘導等によるコンパクトなまちづくりを促進することなどを盛り込んでおります。</p> <p>御提案については、今後の具体的な取組検討の参考とさせていただきます。</p>
23	<p>第3章 “とちぎ”づくり戦略の推進に向けて</p> <p>3 とちぎの自治のかたちづくり</p> <p>(84頁)</p>	<p>市町村への権限移譲とあるが、仕事の下請けに聞こえる。権限移譲をする前に、住民がサービスを受ける場所の環境を整える必要がある。</p>	<p>県では、住民に最も身近な市町村が、自主的かつ総合的な行政を実施できるよう、各市町村の意向や実情を踏まえながら、市町村への権限移譲を進めるとともに、広域的な課題や専門性の高い行政分野への対応など広域自治体としての機能を発揮し、市町村を支援して参ります。</p>

※項目欄にあるページは、いただいた御意見に関係する第2次素案のページです。